



テーマ

生産から消費に至る食品の安全性確保

1 科学的知見による総合的な食品の安全性確保

事業者が行う食品の安全性確保の取組を確実なものとするため、生産から消費に至るフードチェーン全般にわたり、科学的知見及び総合行政の視点に基づいた施策を適切に推進するとともに、「輸入食品対策」、「農薬適正使用推進」、「食中毒の未然防止対策」等、県民の要望が高い項目について、重点的な取組を行います。

主な取組

農林水産物の安全性確保

- 農産物生産履歴の記帳、残留農薬の検査を推進します。
- 農薬適正使用推進員、農薬管理指導士を認定し、活用を図ります。
- カドミウム低減対策を実施します。
- BSE リスク低減対策を実施します。

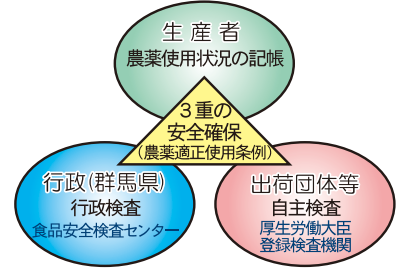
監視・指導、食品安全検査

- 食品営業施設監視指導を実施します。
- 食品の収去検査、食品安全試買検査を実施します。

輸入食品対策、食中毒予防対策、健康食品対策

- 輸入食品の検査を実施します。
- 「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づく監視指導を実施します。
- 特定給食施設、学校給食施設の衛生管理の徹底を図ります。
- 健康食品・無承認無許可医薬品に対する監視指導を実施します。 など

3点セットによる農作物の安全確保体制



食品安全検査センター
(衛生環境研究所・食品安全検査センターの外観)

2 自主衛生管理の推進

食品の安全性の確保は、事業者が第一義的な責任を有していることから、生産から消費に至るフードチェーン全般における、科学的知見に基づいた事業者による自主衛生管理を推進します。

主な取組

- GAP(農業生産工程管理手法)を推進します。
- 群馬県食品自主衛生管理認証制度を推進します。
- 食品衛生推進員及び食品衛生指導員による推進を図ります。
- 消費者に対して正しい知識の普及啓発を図ります。 など



GAP の概念図



群馬県食品自主衛生管理認証制度
(認証マーク)





テーマ

食品の安全に関する理解促進と安心の提供

1 リスクコミュニケーションの推進

消費者と生産者、食品業者等、行政等の食品に関わる全ての関係者が情報を共有し、相互理解を図るため、リスクコミュニケーションを推進します。

主な取組

- 食品安全県民会議を開催します。
- 食の安全・安心に関する意見交換会を開催します。
- リスクコミュニケーションに係る人材の育成と活用を図ります。
- 「食の現場公開事業」を推進します。 など



食品安全県民会議

2 食品表示の適正化推進

食品業者に対して、食品表示制度に関する知識の普及を図るとともに効果的な監視指導を行い、食品表示の適正化を図ります。また、消費者に対して食品表示制度の理解促進を図ります。

主な取組

- 「食品の適正表示推進事業所登録制度」を推進します。
- 食品表示ハンドブックの改訂し、活用します。
- 食品表示調査・指導を実施します。
- 食品表示ウォッチャー制度を活用します。 など



食品表示ウォッチャー制度

3 食品の安全に関する情報収集と情報提供

食品の安全に関する情報の収集に努めます。また、食品の安全に関する情報について、県民にわかりやすく、正確な情報提供を行います。

主な取組

- 「食品安全情報センター(食の安全に関するホームページ)」の充実を図ります。
- 「ぐんま食の安全情報」「食品安全データブック」を発行します。
- 米のトレーサビリティ制度の適正運用を図ります。 など



食品安全データブック

4 食育を通じた食品の安全に関する理解促進

多くの県民が食品の安全について理解し、望ましい食生活を実践できるように、食育を通じて、食品の安全に関する理解促進を図ります。

主な取組

- 「ぐんま食育フェスタ」において食品の安全に関する理解促進を図ります。
- 「地域食育推進リーダー」の活動を支援します。 など



ぐんま食育フェスタ



テーマ

協働と県民参画の推進

1 協働と県民参画による食の安全・安心の推進

地域社会における食の安全確保の機運を醸成するとともに、生産者、食品業者等、消費者、行政が一体となって食の安全・安心の推進を図ります。

また、県民自らが進んで食品の安全に関する知識や理解を深め、食の安全・安心に関する取組に積極的な役割を果たせるように努めます。

主な取組

「ぐんま食の安全・安心県民ネットワーク」との協働事業を実施します。
消費者と事業者との相互交流を促進します。
農薬適正使用についての理解促進を図ります。 など



食の現場見学バスツアー

2 食の安全・安心に取り組む関係者の支援

食の安全・安心に取り組む消費者、事業者を支援するとともに、消費者、事業者が行う取組を広く周知し、消費者や事業者の取組に対する信頼感の向上を図ります。

主な取組

食の安全・安心に関する学習機会の提供を図ります。
自主衛生管理に取り組む事業者団体等に対する支援を行います。 など



食の安全・安心セミナー

3 産、学、官との連携

高度化、専門化する食品製造や新しい食品問題に対応するため、民間企業や大学等と共同し、食品の安全性確保に関する研究を推進します。



テーマ

食の安全・安心を支える体制の充実

1 総合行政の推進

食品安全会議を核として、生産から消費に至る各段階を所管する関係部局が緊密に連携し、総合的に食品安全行政を推進します。

主な取組

「食品安全会議」「食品安全審議会」を開催します。
危機管理体制の充実を図ります。 など

2 国及び地方公共団体との連携

食品は、県域を越えて広範囲に流通することから、食品の安全性を確保し、食品に対する安心を提供するため、国や他の地方公共団体との情報交換や連携を図ります。

主な取組

「全国食品安全自治ネットワーク」を運営します。
中核市を含む市町村連携による食品の安全性確保体制の充実を図ります。 など

食品安全の取組「平成27年度はこうなります」(抜粋)

守る安全

科学的知見による総合的な食品の安全性確保

食品安全検査における食品の規格基準適合率 …… 99.9%以上
 人口10万人あたりの食中毒患者数 …… 20人以下

農林水産物の安全性確保

➡	生産履歴記帳率	100%
➡	農業適正使用条例に基づく生産段階残留農薬検査(行政検査及び自主検査)	700検体
➡	農業適正使用推進員認定(累計)	1,100人
➡	農業管理指導士の認定(累計)	3,500人

監視・指導、食品安全検査

➡	食品営業施設監視指導(食品衛生監視指導計画に基づく監視率)	100%
➡	監視指導計画の収去目標達成率	100%
➡	食品安全試買検査数	200 検体

輸入食品対策、食中毒予防対策、健康食品対策

➡	食品安全検査検体数に対する輸入食品の検査検体数の割合	15%
➡	大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づく監視指導実施率	100%
➡	特定給食施設巡回指導施設割合	80%
➡	学校給食における食中毒発生件数	0 件
➡	健康食品・無承認無許可医薬品試買検査検体数	60 検体

守る安全

自主衛生管理の推進

⬆	GAP(農業生産工程管理手法)取組産地数	70 産地
➡	群馬県食品自主衛生管理認証制度認証施設数	30 施設
➡	食品衛生推進員(中核市(前橋市、高崎市)を除く)	129 人
➡	食品衛生指導員(中核市(前橋市、高崎市)を除く)	1,500 人

ひろげる信頼

協働と県民参画による食の安全・安心の推進

食品の安全性が向上したと感じる県民の割合 …… 70%以上
 事業者の取組に対する信頼度が向上したと感じる県民の割合 …… 50%以上

➡	「ぐんま食の安全・安心県民ネットワーク」との協働事業の実施	4 回 / 年
⬆	リスクコミュニケーションの参加者数	10,000 人
⬆	事業者、消費者等の交流事業参加者数	1,000 人
⬆	リスクコミュニケーション人材育成講習会の参加者数	250 人

ひろげる信頼

食の安全・安心に取り組む関係者の支援

➡	出前なんでも講座の開催	随時
⬆	GAP(農業生産工程管理手法)取組産地数	70 産地
➡	「食の現場公開事業」登録事業者数	62 事業者

みえる安心

リスクコミュニケーションの推進

食品の安全性に不安を感じている県民の割合 …… 50%以下

➡	食品安全県民会議の開催	4 回 / 年
⬆	リスクコミュニケーションの参加者数	10,000 人
⬆	リスクコミュニケーション人材育成講習会の参加者数	250 人
➡	「食の現場公開事業」登録事業者数	62 事業者

みえる安心

食品表示の適正化推進

➡	食品の適正表示推進者育成講習会受講者数(累計)	2,800 人
➡	食品の適正表示推進事業所登録事業所数(累計)	120 事業所
➡	食品表示ウォッチャー委嘱人数	200 人以上
➡	食品表示ウォッチャーによる調査店舗数	20,000 店

みえる安心

食品の安全に関する情報収集と情報提供

➡	食品安全情報センターの総閲覧数	500 万件
➡	「ぐんま食の安全情報」の発行	12 回 / 年
➡	「食品安全データブック」の発行	1 回 / 年
⬆	食品業者に対する米トレーサビリティ制度の説明会の実施	随時
⬆	米トレーサビリティ制度に関する食品営業許可時の窓口指導件数	3,200 件 / 年

みえる安心

食育を通じた食品の安全に関する理解促進

食品の安全に関する基礎的な知識を持っている県民の割合

食中毒予防の3原則を理解している割合 …… 60%以上
 賞味期限と消費期限の意味を正しく理解している割合 …… 90%以上

➡	「ぐんま食育フェスタ」の開催	1 回 / 年
⬆	地域食育リーダー養成者数(累計)	100 人
➡	ぐんま食育推進サポーター活動回数	50 回

支える安全・安心

総合行政の推進

➡	食品安全会議の開催	随時
➡	食品安全審議会の開催	随時

支える安全・安心

地方公共団体との連携

➡	全国食品安全自治ネットワーク会議	1 回 / 年
⬆	中核市との連絡会議の開催	随時



関係者の役割

新計画を円滑に推進し、目標を達成するためには、県だけでなく、事業者、消費者等の食品に関する全ての関係者が協力し、推進をしていくことが重要です。

このため、県だけでなく、事業者、消費者がそれぞれの役割を認識し、協力、連携を図りながら、食の安全・安心に関する施策を推進していきます。

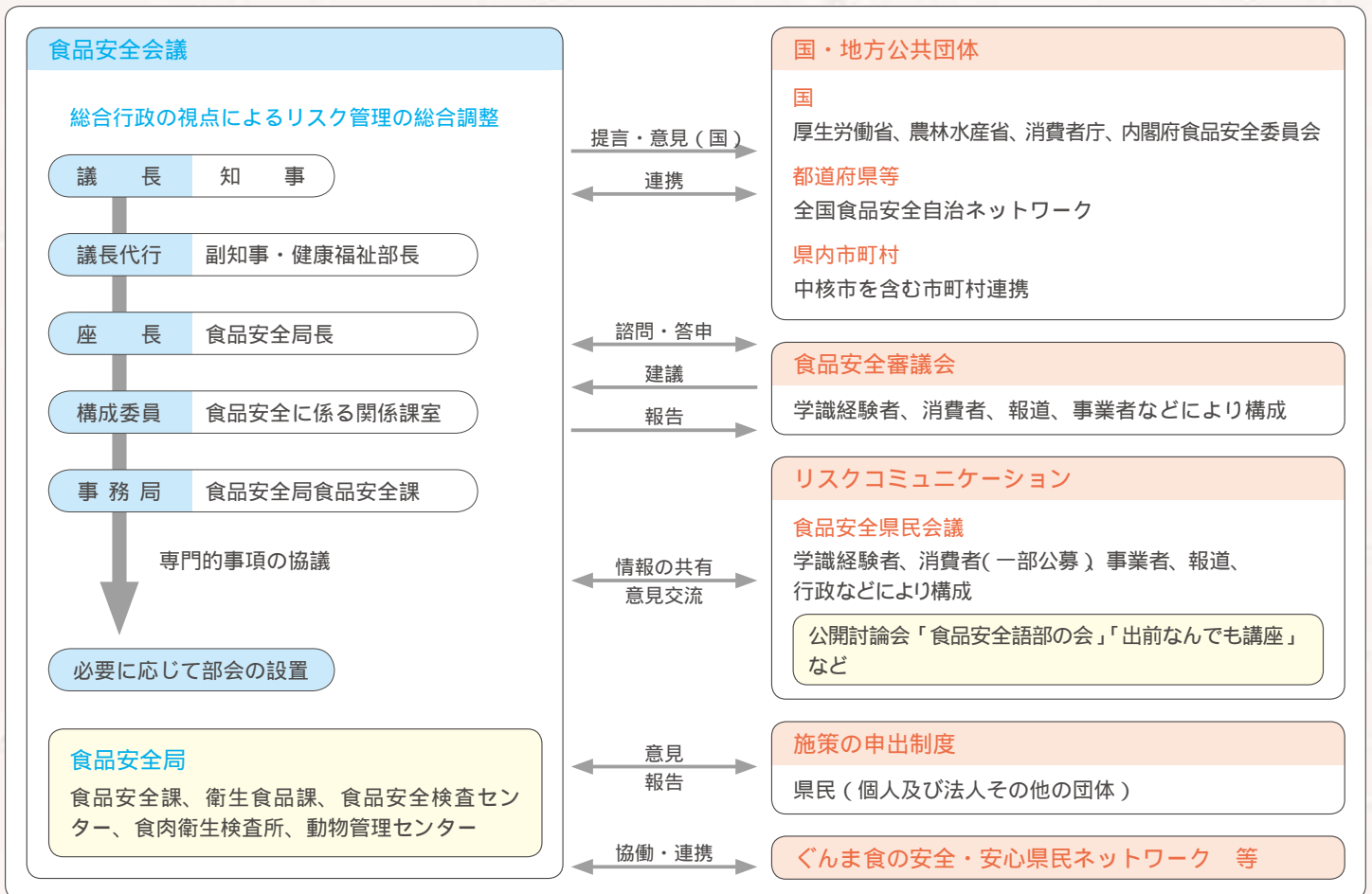
事業者(生産者・食品業者等)の主な役割

法令を遵守し、食品の安全性確保に必要な措置を確実に実施し、消費者に安全な食品を供給する必要があります。
適切な食品表示や情報公開、消費者との交流等を通じ、消費者の食品の安全に対する理解の促進を図るとともに、信頼関係の確保に努める必要があります。
事業者は、県への施策に協力するとともに、意見や要望を表明することが期待されます。

消費者の主な役割

生産者や食品業者との交流の場に積極的に参加し、相互理解に努めるとともに、家庭においては、食育の実践に努めることが大切です。
県への施策に協力するとともに、施策の申出制度(条例第17条)やパブリックコメント等により、積極的な意見や要望を表明することが期待されます。

計画の推進体制



食の安全に関するお問い合わせ先

群馬県健康福祉部食品安全局食品安全課

〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1 TEL.027-226-2425 FAX.027-221-3292 E-mail.shokuanze@pref.gunma.jp

食品の安全に関する情報は「群馬県食品安全情報センター(食の安全に関するホームページ)」をご覧ください。

群馬県食品安全情報センター

食品表示に関する消費者からの質問、相談受付窓口

食品表示 110 番 TEL.027-226-2424 受付時間 / 平日午前 8:30~ 午後 5:15